

森林整備工事入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1 森林整備工事の入札に参加する者の資格については、事業の公共性と特殊性に鑑み、法人の信用、技術および施工能力等について、資格審査基準を設け適正に審査を行うものとする。

(資格審査の申請等)

第2 森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格、申請の時期、方法等については、平成20年1月29日付け福井県告示第50号森林整備工事の請負契約に係る一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等（以下「告示」という。）に定めるところによる。

2 告示の4から7に規定する森林整備工事入札参加資格審査申請書等（以下「申請書」という。）の様式は別記様式に定めるとおりとする。

(1) 森林整備工事の入札参加資格審査申請書類

- ① 森林整備工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 定款の写し
- ③ 入札参加資格申請日の直前の事業年度または営業年度における事業税の納税証明書（福井県に納税義務のある場合に限る。）
- ④ 法人登記事項証明書
- ⑤ 社内規則または委任状（主たる事務所または営業所以外の事務所または営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- ⑥ 事務所または営業所一覧表
- ⑦ 森林整備工事技術者名簿（様式第2号）

(2) 森林整備工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第3号）

3 告示4の(1)の(カ)に規定する技術者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務の実施現場に常駐し、森林整備工事の現場管理を行うのに必要な知識と実務経験を有する者（以下「業務管理者」という。）
- (2) 業務を実施するのに必要な十分な知識や実務経験を有する者（以下「専門技術者」という。）
- (3) 業務の実施現場における施業を実施するのに必要な技術を有する者（以下「技術作業員」という。）

4 前項に規定する技術者の資格要件は別表1によるものとする。

5 森林整備工事の入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）のうち業務管理者および専門技術者に変更があったときは、当該有資格者は、森林整備工事技術者名簿変更届（様式第4号）を所轄の農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

6 前項の書類の提出部数は、2部とする。

(資格審査の申請期間)

第3 平成20年福井県告示第50号4(1)に規定する申請期間について、県の休日(福井県の休日を定める条例(平成元年3月27日福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日:土曜日、日曜日、祝日)には持参による申請書類の受付はできない。

なお、申請期間の末日が県の休日となる場合は、申請書類を郵送でも受け付け可能とする。(当該期間内の消印があるものに限り有効とする。)

(審査の項目および審査基準)

第4 森林整備工事入札参加資格の審査の項目および基準は、次表のとおりとする。

	審査項目	基準等
法人登記簿謄本による審査	(1) 法人格	告示2に規定した法人であること
	(2) 資本金の額(出資金およびこれに代わるものを含む)	50万円以上であること
納税証明書による審査	(1) 法人県民税、事業税等の県税納付状況	滞納がないこと
申請書による審査	(1) 経営状況	経営内容の確認
	(2) 森林整備業務の施工実績	施工能力の確認
	(3) 従業員等の内訳	業務管理者を2名以上有すること 専門技術者を2名以上有すること 技術作業員を4名以上有すること
	(4) 社会保険等への加入状況 ①労働災害補償保険 ②雇用保険 ③健康保険・国民健康保険 ④年金制度 ⑤退職金制度	加入が義務付けられている各種保険および年金制度に加入していること
	(5) 労働安全衛生管理体制等の状況 ① 安全衛生管理体制 ア 総括安全衛生管理者 イ 安全管理者・衛生管理者 ウ 安全衛生推進者 ② 労働基準監督署等から受けた指導等 ③ 労働災害発生状況	法令等で義務付けがされている資格者を有すること 当該署等から受けた重要な指導の有無の確認 労働災害発生の有無についての確認
	(6) 林業機械保有台数	業務を実施するために必要な機械を保有していること(台数不問)

(森林整備工事入札参加資格者名簿への登載)

第5 有資格者については、福井県森林整備工事入札参加資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の取消し等)

第6 有資格者が次の各号の一に該当するに至った場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者。ただし、特別の理由がある場合を除く。
- (2) 契約の履行に当たり、故意に森林整備工事を粗雑にし、または材料の品質もしくは数量に関して不正をした者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (4) 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の第1項の規程による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 前各号の一に該当する者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

2 前項の規程により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

(森林整備工事入札参加資格審査委員会)

第7 入札参加希望者について、次の各号に掲げる事項の審査は、福井県農林水産部発注工事等指名業者選考委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

- (1) 業者の適格性の判定および有資格者の決定
- (2) 業務成績、安全性の判定および安全成績等の評定
- (3) 入札参加資格の取消し

2 委員会の事務は「福井県農林水産部発注工事等指名業者選考委員会および農林水産部出先機関発注工事等指名業者選考委員会規程」により行うものとする。

附則

この要綱は、平成14年2月20日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月20日から施行する。

この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

別表 1

告示 4 の(1)の力に規定する森林整備工事技術者の資格要件等

番号	技術職員の種別	資格要件	雇用人数
1	業務管理者	森林整備工事の現場管理を行うのに必要な知識と実務経験（5年以上）を有する者	2名以上
2	専門技術者	次のいずれかの資格を有する者	
		①技術士（森林部門）	技術士法に定める技術士試験に合格した者
		②林業技士（林業経営部門）	（社）日本森林技術協会の認定する林業技士
		③林業普及指導員 または林業改良指導員の有資格者	林業普及指導員または林業改良指導員資格試験に合格した者
		④福井県指導林業士 または青年林業士	福井県知事が認定した者
		⑤森林施業士	福井県森林整備支援センターが行う「森林施業士資格取得・育成研修」の終了証書の交付を受けた者
		⑥森林整備専門技術者	森林整備業務の実務経験が5年以上あり、かつ林業・木材製造業労働災害防止協会福井県支部等が行う森林整備作業種ごとに必要な資格を2つ以上有する者※1
3	技術作業員	工事現場における施業を実施するのに必要な資格および技術を有する者	4名以上

注 1 : 専門技術者は、業務管理者を兼ねることができる。

注 2 : 業務管理者および専門技術者は技術作業員を兼ねることができる。

※ 1 : 必要な資格 2 つ以上のうち、「伐木等業務講習」の修了証は必須資格とする。